

奈良県新型コロナウイルス検査促進事業実施要領

1 目的

本要領は、新型コロナウイルス感染症対策と日常生活の回復の両立を図るため、経済社会活動を行う者や感染拡大傾向時の感染不安者への必要な検査を無料化するため、当該無料検査を実施する事業者（以下、実施事業者）という。）に対して補助を行うことを目的とする。

2 対象事業

(1) 対象者及び実施期間

① ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業（以下「定着促進事業」という。）

次に掲げる無症状の者を対象に、「ワクチン・検査パッケージ制度（※）」又は「対象者全員検査」及び飲食、イベント、旅行等の活動に際してワクチン接種歴や陰性の検査結果を確認する民間の取組のために必要な検査。

原則として、3回目接種未了の無症状者を対象とし、抗原定性検査により実施することとする。ただし、受検者が10歳未満であること又は高齢者や基礎疾患を有する者等との接触が予定される場合のみ、証する書類等を確認した上でPCR検査等により実施することが可能。

※ワクチン・検査パッケージ制度（ワクチン・検査パッケージ制度要綱（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部））

飲食店やイベント主催者等の事業者が、入店者・入場者等の利用者のワクチン接種歴又は検査結果の陰性のいずれかを確認することにより、感染リスクを低減させ、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等において課される様々な行動制限を緩和するもの

ア 対象者

- ・ 3回目接種未了の無症状者で、「ワクチン・検査パッケージ制度」又は「対象者全員検査」及び飲食、イベント、旅行・帰省等の活動に際して陰性の検査結果を確認する民間の取組のため、検査を受けられる方。
- ・ 3回目接種完了者で、対象者全員検査及び高齢者や基礎疾患を有する者等との接触を伴う活動に際して検査結果を求められた場合等、検査を受検する必要が認められる方。

イ 実施期間

始期：令和3年12月28日

終期：令和4年8月31日

（令和4年9月1日以降は、検査に係る費用は受検者が負担する。）

② 感染拡大傾向時の一般検査事業（以下「一般検査事業」という。）

感染拡大の傾向が見られる場合に、県知事の判断により、次に掲げる無症状の者を対象に、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、検査の受検を要請し、要請に応じる住民に対して実施する検査。

ア 対象者

感染リスクが高い環境にある等のため感染不安を感じる無症状の住民
(奈良県在住者。ワクチン接種・未接種を問わない。濃厚接触者は対象外。)

イ 実施期間

感染拡大傾向が見られる場合に、知事が必要と認める期間

- ・令和3年12月29日から令和4年6月30日
- ・令和4年7月21日から当面の間

(2) 対象となる検査

① PCR検査等(LAMP法等の核酸増幅法、抗原定量検査を含む。)(以下「PCR検査等」という。)

- ・次のア、イのいずれかの方法により実施。ただし、イは医療機関に限る。
 - ア 実施事業者立会いの下、検体(唾液・鼻腔ぬぐい液に限る)を受検者が採取し、検査機関で検査
 - イ 実施事業者自らが検体(唾液・鼻咽頭ぬぐい液・鼻腔ぬぐい液に限る)を採取し、検査機関で検査を実施
- ・検体は自己採取が原則であり、自己採取には「PCR検査等のための検体採取の立会い等に係る留意事項(令和3年11月19日内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室)」の内容を理解した者の立会いが必要。
- ・薬事承認された検査試薬等を使用すること。
- ・アにより検査を行う場合、検査機関に対して、結果通知書を受検者に発行するよう求めるとともに、発行後速やかに検査結果を実施事業者へ通知するよう求めること。
- ・検体の搬送は、可能な限り検体採取日に行うこと。
- ・結果は、可能な限り検体採取日の翌日まで、遅くても翌々日までに通知すること。
- ・上記のほか「PCR検査等のための検体採取の立会い等に係る留意事項(令和3年11月19日内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室)」を遵守すること。

② 抗原定性検査

- ・次のア、イのいずれかの方法により実施。ただし、イは医療機関に限る。
 - ア 実施事業者立会いの下、検体(鼻腔ぬぐい液に限る)を受検者が採取し、検査を実施
 - イ 実施事業者自らが検体(鼻腔ぬぐい液、鼻咽頭ぬぐい液に限る)を採取し、検査を実施
- ・検体は自己採取が原則であり、自己採取には検査管理者の立会いが必要。
- ・必ず薬事承認された抗原定性検査キットを用いること。
- ・抗原定性検査の結果は、当日に通知すること。
- ・その他「ワクチン・検査パッケージ制度における抗原定性検査の実施要綱(令和3年11月19日内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室)」を遵守すること。

3 補助対象経費等

下記4の要件を満たす実施事業者として県が登録した者が実施する、上記の検査に要する経費について、下記の範囲により補助する。

(1) 検査体制の整備にかかる費用

- ア 補助率 10/10
- イ 補助上限額 1か所あたり1,300,000円
- ウ その他
 - ・特に高額な備品については、リースにより整備すること。
 - ・用地の取得費や本事業の実施に関連しない費用は補助対象外である。

(2) 検査および結果通知発行にかかる費用

① PCR検査等

- ア 補助率 10/10
- イ 補助上限額
検査1回あたりa+bの合計額
 - a 検査費用原価(キットの代金、検査費用、送料等)
 - i) 令和3年12月30日までに仕入れを行ったもの
上限8,500円(税込)
 - ii) 令和3年12月31日以降令和4年6月30日までに仕入れを行ったもの
 - ・実施事業者が医療機関である場合(検体採取を行った医療機関以外の施設へ検体を輸送し検査を委託して実施した場合を除く)
上限7,000円(税込)
 - ・上記以外の場合
上限8,500円(税込)
 - iii) 令和4年7月1日以降令和4年8月31日までに仕入れを行ったもの
 - ・上限7,000円(税込)
 - iv) 令和4年9月1日以降に仕入れを行ったもの
 - ア) 1日当たりの総検査回数(PCR検査等と抗原定性検査の合計。以下同じ。)が50回以下の場合
同日の総検査回数に占めるPCR検査等の回数の割合に50回(総検査回数ベース)を乗じて得た数以下の回数については、上限7,000円(税込)
 - イ) 1日当たりの総検査回数が50回を超え、かつ、100回以下の場合
同日の総検査回数に占めるPCR検査等の回数の割合に50回(総検査回数ベース)を乗じて得た数を超える回数については、上限5,000円(税込)
 - ウ) 1日当たりの総検査回数が100回を超える場合
同日の総検査回数に占めるPCR検査等の回数の割合に100回(総検査回数ベース)を乗じて得た数を超える回数については、上限3,000円(税込)
 - ※上記の基準ア)～ウ)による支給額の算定に当たっては、1日当たりの総検査回数・PCR検査等の回数及び基準値(50回又は100回)については、同日の属する月の合計値に換算して適用するものとする。なお、実施事業者が申告する仕入単価は仕入先ごとに単一とする。
 - b 各種経費
 - i) 令和4年8月31日までに実施したもの
一律3,000円(税込)

- ii) 令和4年9月1日以降に実施したもの
 - ア) 1日当たりの総検査回数が50回以下の場合
上限2, 500円(税込)
 - イ) 1日当たりの総検査回数が50回を超え、かつ、100回以下の場合
同日の総検査回数が50回を超える回数については、上限1, 800円(税込)
 - ウ) 1日当たりの総検査回数が100回を超える場合
同日の総検査回数が100回を超える回数については、上限1, 100円(税込)

② 抗原定性検査

- ア 補助率 10/10
- イ 補助上限額
検査1回あたりa+bの合計額
 - a 検査費用原価(キットの代金)
 - i) 令和3年12月30日までに仕入れを行ったもの
上限3, 500円(税込)
 - ii) 令和3年12月31日以降令和4年3月31日までに仕入れを行ったもの
上限3, 000円(税込)
 - iii) 令和4年4月1日以降に仕入れを行ったもの
上限1, 500円(税込)
 - b 各種経費
 - i) 令和4年8月31日までに実施したもの
一律3, 000円(税込)
 - ii) 令和4年9月1日以降に実施したもの
 - ア) 1日当たりの総検査回数が50回以下の場合
上限2, 500円(税込)
 - イ) 1日当たりの総検査回数が50回を超え、かつ、100回以下の場合
同日の総検査回数が50回を超える回数については、上限1, 800円(税込)
 - ウ) 1日当たりの総検査回数が100回を超える場合
同日の総検査回数が100回を超える回数については、上限1, 100円(税込)

4 補助対象事業者

新型コロナウイルス検査促進事業において、2(2)に掲げる検査の実施事業者(共同で事業を実施する場合の共同事業者を含む。)で以下の条件をすべて満たすもの

- (1) 医療機関、薬局※1、衛生検査所※2等、又はワクチン・検査パッケージ制度若しくは対象者全員検査により行動制限の緩和の適用を受ける事業者等の登録を受けた事業者※3のいずれかに該当すること。
- (2) 奈良県内に事業所を有すること。共同で事業を実施する場合は、奈良県内に事業所を有する事業者が含まれていること。ただし、ワクチン・検査パッケージ制度等の登録を受けた事業者はこの限りではなく、県と個別に協議を行うこと。
- (3) 事業者、共同事業者のいずれもが次に掲げる項目に該当しないこと。

- ・暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- ・暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）
- ・暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの

※1「薬局」とは医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第12項に定める「薬局」を指しており、単に店舗販売業（第25号第一号）の許可を受けた者（いわゆる「ドラッグストア」）等を含まない。ただし、いわゆる「ドラッグストア」等であっても、薬局を併設している場合には、当該薬局において、無料検査の対象となるPCR検査等や抗原定性検査の立ち会いを行うことができる。

※2衛生検査所は、「臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)」に基づく登録を受けた衛生検査所を指す。

※3ワクチン・検査パッケージ制度等の登録を受けた事業者とは、「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部）に定める行動制限の緩和を受けようとする旅館、ホテル、飲食店、イベント主催者等の事業者を指す。

5 禁止事項

(1) 実施事業者は次に掲げる行為を行ってはならない。

- ①無料検査に付随して検査受検者に物品、金銭、役務その他の経済上の利益を提供すること
- ②その実施する無料検査の対象となる者について誤認させるような表示、広告その他の行為をすること
- ③同一の検査申込者に対して、正当な理由なく、無料検査を一日につき一回を超えて実施すること
- ④同一の検査申込者に対して、正当な理由なく、結果通知書等の有効期限を勘案して必要と認められる限度を超えて無料検査を実施すること
- ⑤検査受検者に対して、結果通知書等の有効期限の期間内に検査結果を通知することを怠ること。ただし、「ワクチン・検査パッケージ制度における抗原定性検査の実施要綱（令和3年11月19日内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室）」に定める結果通知書の発行を要しない場合に該当する場合は、この限りでない
- ⑥週次報告書、実績報告書その他の書類に虚偽の記載をして都道府県に提出すること
- ⑦前①～⑥に掲げるもののほか、定着促進事業及び一般検査事業の趣旨に照らして不相当と認められる行為をすること

(2) 奈良県は、実施事業者が前①～⑦に掲げる行為を行っているとき又は当該行為を行っていると思われるときは、当該実施事業者に対し、調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 その他

県は、補助事業の実施に当たっては、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

附 則

この要領は、令和3年12月20日から施行し、令和3年12月20日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年1月26日から施行し、令和4年1月26日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年6月23日から施行し、令和4年6月23日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年7月1日から施行し、令和4年7月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年7月20日から施行し、令和4年7月20日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年9月1日から施行し、令和4年9月1日から適用する。